



秋田県公報

目 次

ページ

規 則

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則（八六・人事課）……………1

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年五月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第八十六号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
施行規則（昭和四十三年秋田県規則第十八号）の一部を次のよう
に改正する。

第七条の二第一号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年五月二十四日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社松原印刷社
 電話 0187-660005
 FAX 0187-660005
 E-mail: matsubarain쇄su.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄